

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費及び医療費通知について

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合、支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

◆医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

発送月は、9月と3月の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※この通知は、皆様の受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

●医療費通知の活用について

○医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。

○健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。

○診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

電話 011-290-5601

蘭越町 住民福祉課 医療給付係

電 話 0136-57-5111（内線253）

2月7日は北方領土の日

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北方領土問題解決のため、これまで日露両国間では精力的な外交交渉が続けられておりますが、現在なお領土返還への具体的な道筋は見えないままとなっています。

国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる道民世論の結集を図るため、「日魯通好条約」署名の日（1855年2月7日）を記念して、昭和56年1月6日の閣議において定められた2月7日の「北方領土の日」を中心に、北海道独自の取組として「北方領土の日特別啓発期間」を定め、道、市町村及び関係機関が連携し、一層強力に北方領土の啓発活動を展開します。

■特別啓発期間 平成30年1月21日（日）～2月20日（火）

■お問い合わせ 北方領土復帰期成同盟後志地方支部

☎ 22-0216

平成29年度北方領土に関する標語・キャッチコピー最優秀賞作品

「声届け 開けよう扉 しま 四島返還」

国有林モニター募集

林野庁北海道森林管理局では、国民の皆様は国有林の役割や現状等をご理解いただくとともに、国民の幅広い意見を把握し、国有林野の管理経営に役立てるため、平成30、31年度の「国有林モニター」を下記のとおり募集します。

- ◆募集人数 48名
- ◆依頼期間 平成30年4月から平成32年3月まで（2年間）
- ◆依頼内容 国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答、モニター会議・現地見学会、国有林の管理経営に関する意見など。
- ◆応募資格 北海道にお住まいで、国有林に関心のある満20歳以上（平成30年4月1日時点）の方。
- ◆募集期限 平成30年2月23日（金）必着
- ◆応募方法 必要事項を記入の上、郵送・FAX・メールで下記に応募ください。
- ◆選考結果 平成30年3月末までに依頼状の発送をもってお知らせします。
- ◆その他 アンケートの回答、意見、ご提言は匿名にて公表する場合があります。

お問合せ先【応募先】

〒064-8537

札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

林野庁 北海道森林管理局企画課 国有林モニター担当

電話：011-622-5228 FAX：011-622-5194

屋根からの落水雪事故防止のお願い

毎年、沿道建物等からの落水雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に次のことに注意するようにお願いいたします。

- ◆落水雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- ◆既に雪止めが設置されている場合であっても針金等の錆、老朽化等による破損が原因で落水雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際には早急に修繕するようにしてください。
- ◆落水雪事故は、気温がマイナス3からプラス3程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに除雪の際には歩行者や遊んでいる子供等に十分注意するようにしてください。
- ◆交通事故及び交通傷害防止のため、屋根からの落水雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ◆軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。

北海道開発局 蘭越町
北海道 北海道警察